

## 半田市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公募対象公園施設の設置等予定者を選定するため、半田市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募対象公園施設 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。
- (2) 設置等予定者 同法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 公募設置等指針の内容に関すること。
- (2) 設置等予定者の選定に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員5名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者(2名以上)
- (2) 公認会計士又は税理士の資格を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から設置等予定者の選定に係る審査が終了する日までとし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の最初の会議は、市長が招集する。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として非公開とする。ただし、設置等予定者の選定が完了し、公募設置等計画を認定した後においては、選定結果及びその理由を公表するものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、設置等予定者の選定を受けようとする法人その他の団体（以下「申請団体」という。）に対し、選定に関する情報の提供、助言その他援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(1)申請団体の役員又はこれに準ずる利害関係者であると認められる場合

(2)申請団体から委員に対し、選定に関する働きかけ等があった場合

- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。